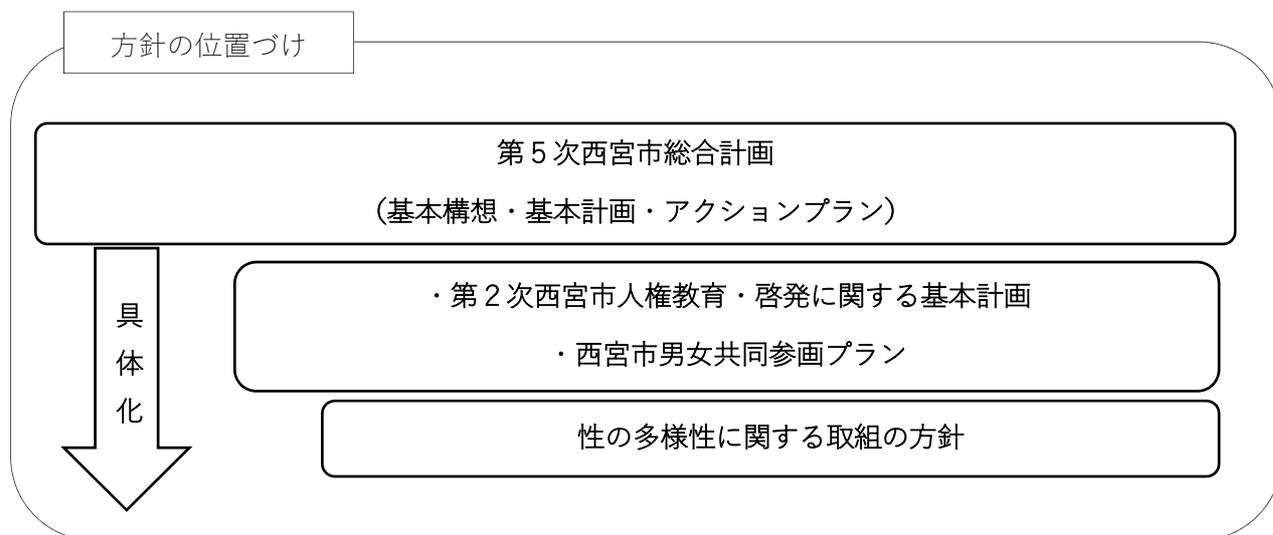


西宮市性の多様性に関する取組の方針

1 策定の趣旨

- 西宮市では、以下の計画に基づいて「性の多様性に関する取組の方針」を定め、取組を進めます。
 - 「第5次西宮市総合計画アクションプラン」(令和元(2019)～10(2028)年度)
「全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する」
 - 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画<大切な視点②>」
一人ひとりが『多様性』を認め合う～みんなちがってあたりまえ～
 - 「西宮市男女共同参画プラン<基本理念>」
誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現
- いまだにLGBTをはじめとする、いわゆる性的マイノリティ当事者は、職場や学校、地域等において様々な困難を抱える場合があります。また、差別や偏見も根強く残っており、誰にも相談できずに生きづらさを感じ、孤立している場合もあり、自殺したいと考えたことがある方の割合が高いことも指摘されています。
- こうした課題を解決していくために、性的マイノリティの方々の困難や生きづらさを解消するための支援や性の多様性に関する教育・啓発を行います。性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、取組の方針を策定します。



2 取組を検討・実施する体制

当事者、市民、企業、団体等と連携・協働しながら実施します。

本市の内部体制としては、西宮市男女共同参画推進委員会や西宮市男女共同参画推進会議など既存の推進体制を活用します。

3 取組の方向性と体系

以下のとおり、2本柱で検討・実施します。

- ・性的マイノリティ当事者に対する支援事業
- ・市民や企業等に対する人権教育・人権啓発事業

4 具体的な取組

(1) 支援事業（令和3（2021）年度から順次実施）

- ①西宮市パートナーシップ宣誓証明制度の導入
- ②性的マイノリティ電話相談事業の実施
- ③その他当事者への配慮を含む環境整備の検討・実施

(2) 人権教育・人権啓発事業（順次実施）

- ①市職員向け研修の実施及びガイドラインの作成
- ②市職員、市民や企業、各種団体等に対し、性の多様性に関する講演会等を実施
- ③啓発リーフレットやグッズ等の作製・配布
- ④市民や企業、各種団体等への情報発信
- ⑤学校教育における取組への支援

※社会情勢等の変化を踏まえ、本方針に掲載されていない取組を実施する場合があります。

